

さいたま市自治基本条例検討委員会

第23回 会議の記録

日時	平成 23 年 5 月 31 日(火) 18:45~21:15
場所	浦和コミュニティセンター第 15 会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕 計 13 名 内田 智／小野田 晃夫／栗原 保／染谷 義一／高橋 直郁／富沢 賢治／中田 了介／ 中津原 努／福島 康仁／細川 晴衣／堀越 栄子／湯浅 慶／渡邊 初江 (欠席者:伊藤 巖／遠藤 佳菜恵／三宅 雄彦／吉川 はる奈) 〔事務局:さいたま市〕 計 6 名 企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主 査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 宮川智行／総合振興 計画係主任 高橋格 〔ダイナックス都市環境研究所〕 計 2 名 渡邊俊幸／谷口涼 〔傍聴者〕 3 名
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開会 2 議題 (1)各チームからの報告事項について (2)自治基本条例について 3 その他 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	・次第 ・資料1 条例案骨子の修正(案) ・参考資料1 市民から寄せられた意見
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(配布資料確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

(参考資料1「市民から寄せられた意見」について説明)

○福島委員長

- ・ 議題は2点だが、効率的に進めたい。
- ・ 意見交換準備チームから報告をお願いしたい。

2 議題

(1)各チームからの報告事項について

○染谷委員

(「市民意見交換会(南区会場)」について報告)

①「新しい公共」

「市民自治」と「新しい公共」はどういう関係があるのか、またどのように考えているのか。「新しい公共」は「市民自治」と近い概念であると思う。

「新しい公共」とは公共の概念を作っていこうという国の概念であり、「市民自治」の上の概念である。

②運用について

条例の運用が重要、実効性のあるものにすべく PDCA サイクルで積極的に評価し、だんだんと良いものにしていくことが大事である。

③市民自治とは

「課題の解決」とあるが、市民自治をやらされているということではなく、もっとクリエイションしていくことが大切だ。

④自治会について

「自治会等を中心にして」という書き方をしているが、地域と密着が薄いさいたま都民としては、自治会を再定義することを提案したい。

⑤市民とは

市民も職員も市民であるならば、市民と市長等という表現はおかしい。

⑥区役所

区役所というのは区民の中心の場所に置かれるものにも関わらず緑区役所は離れた場所にある。区長の名前も知らない。区役所は本当に区民の窓口となりえるのか。

⑦危機管理

震災時、電話、FAX はすべてつぶれた。ネットは使えた。危機管理上、ネット環境を整備する必要があると思う。

自助、共助、公助の考え方を周知、啓発する、では足りない。防災の観点を見直すべきだ。

⑧区長の在り方

「中長期的な視点で…」とあるが、2年で異動する今の区長にそれは無理、区の在り方をもっと議論すべきである。

⑨団体の連携

コミュニティのところで、「相互の連携」とあるが現実にはうまくいっていない。投げた言い方で実際どう連携させるのか。失敗、成功を踏まえ枠組みを作るべきで、文字が連なるだけでは意味がない。

⑩区民会議

区民会議はしばんできているのが現実、これからどういう方向にすべきかがないと納得できない。

⑪あなたはさいたま市をどんなまちにしたいですか

県のスローガンのようにシンプルなスローガンが必要。

あまりにも自然が破壊されている現実、個人では守れないので行政に守ってほしい。このまちにずっと住みたいと思えるまち。

⑫区長

2年で辞める人に区長になってほしくないし、定年前の贈り物でもない。

⑬提案

3月に震災があり、一方で8月にこれの最終報告を上げるとのこと、少し急ぎすぎではないかと思う。積み残すべき課題を丸く収める必要はない。

⑭市長、職員の役割

市長主体、職員主体の表現が多いが、関係機関との連携こそが大事であり、もっと議論してその部分を強くしてほしい。

⑮財政（市政）運営

7%カットが言われているが必要なものはカットする必要はないのでは。

⑯市民の権利と義務

商店街の役員をやっているが、商店街が行う街路灯の維持管理が現在難しい状況になってきている。治安の維持については大切なのもっと踏み込んで条例化してほしい。

⑰市民自治

自治をする市民と自治をしない市民はどちらが得か？自治をするとこんなに生活が良くなるというような意義付けをするべきだ。市長さんの政策が進めやすいよう前文にでも入れてほしい。

⑱区民会議

議員活動について一民意をくみ取ってと - あるが、区民会議とはどう関係付けられるのだろうか。

⑲さいたま市をどんなまちにしたいか

一般市民の声はどこで吸い上げてくれるのか。それは自治会それとも役所？一般の声を吸い上げて条例を作してほしい。

⑳区民会議

病院建設を例にとると、区民は反対、さいたま市民は賛成という事がおきる。つまり区民である前にさいたま市民たれと言いたい。条例は、細かく決めるのではなく大まかに決めればよいと思う。必要であれば特例で行えばいい。

21 自治基本条例

もっとシンプルな作りがいいと思う。市民が主体ということが大事でなるべく条例はシンプルなほうがよいと思う。

22 自治会

自治会とか書き込まないほうがよいと思う。既存のものに頼るような感じで、もっと新しい形が求められていると思う。

○中津原副委員長

- ・ 5月28日、市民活動サポートセンターの市民活動サロンで出前意見交換会を行った。市民の参加者は12名で、うち女性が4～5名、検討委員会からは細川委員と自分が参加したほか、市民活動サポートセンターのスタッフが2名入り、ファシリテーショングラフィックを行った。
- ・ 「さいたま市は住みやすいため、何かに取り組みなければならないという市民意識が希薄ではないか」という意見があった。また、「災害時に、まちのアイデンティティを残したまま一斉に避難するのは、岩槻区以外では難しいのではないか」という意見もあった。
- ・ 条例の目的に関しては、市民意識の底上げと、何か活動を行う際のツールという意見が出た。

- ・ 「市民」の定義については、事業者の定義がわかりにくいとの意見があった。団体についても聞かれた。
- ・ 「市民になろうとした人が市民なのではないか」という発言もあった。
- ・ 区、区民会議、自治会等についても意見があった。

○細川委員

- ・ 雰囲気は和やかで良かった。個人的には、市民全体のボトムアップが必要と言う意見があった一方で、市民活動に尽力している人だけが市民ではない、という意見もあったことが印象的だった。
- ・ 親の介護で毎日のように市外から通ってくる人等をどのように含めていくか、という意見もあった。
- ・ 多様な市民を想定した上で、「市民」の定義を考える必要がある。

○中津原副委員長

- ・ 6月4日（土）、5日（日）の市民意見交換会のうち、4日の西区会場への申込者数が少ない。声を掛けていきたい。

○堀越委員

- ・ 5日の大宮区会場には、どの程度申込みが集まっているか。

○事務局

- ・ 今日の時点で9名。

○中津原副委員長

- ・ この2回に関しては、役割が決まっている。6月25日（土）午後2時からの桜区会場での書記をどなたかをお願いしたい。

○事務局

- ・ 市民意識調査の住み心地についての設問で、全体の約8割が住みやすさを感じているようだった。しかし、居住区別に見ると、西区や岩槻区では他区と比較し低い一方で、中央区は高い。さいたま市も広いので、区によって一概には言えないことが分かる。
- ・ 同様に、さいたま市の魅力についての設問で、都心への近さ、交通の便、買い物等が挙げられた。しかし、居住区別で見ると、交通の便、買い物については北区、大宮区、浦和区、中央区では高く、見沼区、桜区、緑区、岩槻区では低い。交通の便に関しても、西区、岩槻区、緑区が、大宮区と比較するとかなり低い。
- ・ 一概にさいたま市の特徴を捉えるのは難しい。意識調査ではこのような点にも注目してほしい。

○福島委員長

- ・ 最終報告たたき台チームは議題（2）で報告する。

○堀越委員

- ・ 南区の意見交換会は、対立軸が感じられる会だったとのことだが、この検討委員会が行政の一部として見られているということか。

○中田委員

- ・ そのような印象を受けた。意見を交換するための会であるはずだが、進め方を考えなければそのような傾向になりそうな印象を受けた。

○染谷委員

- ・ 委員会側の説明に、「納得できない」という意見もあった。納得してもらうための会ではないことを説明して、理解してもらった。

○中津原副委員長

- ・ 最初に説明をしていると思うが、意見交換会の趣旨を理解してもらうことが必要ではないか。

○堀越委員

- ・ 説明はしていても、岩槻区では「市長の意を受けている人たち」という捉えられ方をされていたように思う。

○中津原副委員長

- ・ 形式上はその通りだが、市民として自主的に検討し、市に提案するということは伝える必要がある。

○福島委員長

- ・ なぜ検討委員会に所属しているのかを強調し、同じテーブルで意見交換をできるようにすることが大切ではないか。

○中津原副委員長

- ・ 中間報告が最終ということではなく、意見交換を踏まえて内容を充実させるために行っていることを伝える必要がある。

○内田委員

- ・ このまちをどのようなまちにしたいのかが議論されるが、例えば、「緑区に住んでいて病院が遠い」という意見が出てくる。議会がオープン議会を開催した際も、意見交換ではなく他の要望が多くなったようだ。
- ・ そのような要望は出てしまうが、その中から建設的な意見をピックアップし参考にするしかない。あまり制限をしすぎると参加者が発言しづらくなる。要望が出てくることについては仕方がない。

○中津原副委員長

- ・ 市民活動サポートセンターのボードにも、自治基本条例に直接関係しないことが多く書きこまれている。

○染谷委員

- ・ 「我々は公募市民で、同じサイドにいる」という趣旨の説明を途中で行ったことで、参加者は理解できたようだ。
- ・ 人数によっては、スクール形式にしない方が良い。スクール形式では教える側と教わる側という関係になってしまう。

○中津原副委員長

- ・ ロの字で行った方が良いのではないか。

○事務局

- ・ 岩槻区で「条例と生活の関連が見えない」という意見があったが、そのような意見が出た際の回答方法を確認した方が良いのではないか。

○福島委員長

- ・ 自治基本条例を策定することでどのような効果があるのか、という意見は当然出てくる。

○事務局

- ・ 「病院が遠い」のような意見を受け付けないとすると、条例と日常生活の関わりが見えづらい。

○堀越委員

- ・ まちづくりで、自分達が課題解決に取り組みやすくなることを条例に期待している。現在、活動している人にとってはわかりやすい。
- ・ 幸せに暮らしている人にとっては、自治基本条例がなくても不自由をしていないため、なくても困らない。それらの人に、問題を抱えている人のためや、課題解決やまちを良くしていくための活動を進める上で必要ということを伝えたい。
- ・ また、震災等のいざという時に使えることを伝える必要がある。例えば、退職者が増え、介護をしている人が増えている現状の中で、活動に取り組んでいれば条例の必要性は分かりやすいと思う。

○内田委員

- ・ 東日本大震災では共助の精神が発揮された。これからもその精神は活かされてくると感じる。
- ・ 困った際は、共助の精神でお互いに助け合う。これまでは行政から助けてもらってきたが、地方分権の流れもあり、これからは市民がこれまで以上に助け合うことが必要となる。

○事務局

- ・ 役割分担やみんなで協力する際の基本的ルールを定めることが自治基本条例という考え方か。

○内田委員

- ・ 市民と議会、行政が責任をもって、特徴あるまちづくりを行うための羅針盤である。
- ・ 条例の一番大切なことはみんなで協力し合うことだと思う。

○渡邊委員

- ・ 意見交換はコミュニケーションが大切だと思う。
- ・ 司会者や報告者、書記が、意見交換会では解説者と勘違いされている。参加者から意見を頂くだけでなく、意見交換の過程での気づきを得られることが大切。
- ・ 委員会側の参加者をもう一人増やし、司会者ではなく、報告者の2人が回答し、司会が議論をコーディネートするのはどうか。
- ・ 自治とは何か、市民自治とは何かを学ぶ、訓練の場であると思う。
- ・ 市民が意見を言う側で、検討委員がそれに答える側ではない。市民と同じ方向を向いて、みんなで良いまちをつくるための気づきを得るためにはどのようにすべきか。

○内田委員

- ・ 意見交換会は対立の場ではない。
- ・ 司会の役目は参加者が意見を言いやすい雰囲気を作ることだと思う。結果として、2時間で足りないほどの意見が出ている。

○渡邊委員

- ・ では時間を延ばせば良いのではないか。

○内田委員

- ・ 司会として、難しい質問に対しては、他の委員に振ることや、「参考にする」「持ち帰り検討する」と返答する。答えを出すことはできない。

- ・ 市民同士の議論では、区のあり方について曖昧という意見が多い。区民会議の関係者からは自治会に、自治会の関係者からは区民会議に対して、それぞれ批判的な意見があった。
- ・ 一人が行政に対立的なことを言うと、他の参加者も追随する傾向があると感じている。
- ・ 決して悪い意見交換会ではなかったと思う。多く出た意見の中で建設的なものをピックアップしたい。

○中津原副委員長

- ・ 委員会として回答することが難しくても、個人としての意見は言っても良いのではないか。

○福島委員長

- ・ 意見交換会では、そちらの方が良いと思う。

○堀越委員

- ・ 条例と日常生活の関わりが前文に書かれていれば、イメージしやすいかもしれない。

○事務局

- ・ 以前、自主的に市民活動サポートセンターで開催した勉強会で読んだ資料に、市民から出発して自治を考える、行政や議会を身近な所に置き、コントロールするためのものが自治基本条例だというものがあった。
- ・ その他に、これまでの自治は行政だけで済んでいたが、これから人口が減少していく反面、ニーズは多様化していく中で、市民も協力する必要がある、そのためのルールを定めるものが自治基本条例という資料もあった。

○福島委員長

- ・ 「自治基本条例」は漢方薬のようなもので「自治」という体質をつくるもの。「行政評価」は西洋薬のようなもので、即効性はあるが、常に変えていなければ効かなくなるものと捉えている。
- ・ 自治基本条例は、これからのさいたま市の体質を整備していくために重要だと感じている。
- ・ 「個人的には、」という前置きを置いた上で、市民と積極的に意見を交換してほしい。

2 議題

(2)自治基本条例について

○福島委員長

- ・ 前回、第3条第1号の「まちづくりは」を「市民は」としてはどうか、という意見があった。一方で、第6条の市民の責務と重複する、という意見もあった。また、「市民は」とすることで市民が主役という意味が薄まる、という意見もあった。市民が主語になるものが少ないという意見や、第2号や第3号の文頭が「議会及び市長は」「市は」となっているので、揃えた方が良いという意見もあった。

○中津原副委員長

- ・ 具体的には、最終報告たたき台作成チームで案を出してもらいたい。

○事務局

- ・ まちづくりは課題解決だけではなく、より良い地域を作ること加味するという点では合意できたと思うが、第1号の文頭を「市民は」とすると、「市民が主役」という観点が抜けてしまうという点が論点だった。市民が主役であるというニュアンスを残すか、まちづくりは3者が並列に行うものとするのか。

○福島委員長

- ・ 主語が決まれば、あとは最終報告たたき台チームで進める。

○事務局

- ・ 例えば「市民は」ではなく、「市民が」とし、「まちづくりは」を削除するだけでも良いか。

○福島委員長

- ・ 「市民は」と書くことにより、市民が主役ではなくなってしまう、並列になる。それでも良いか。名称とも関わりが出てくるかもしれないが、どのような考えか。

○中津原副委員長

- ・ 何を主語にしても良い。
- ・ 3者並列で良いのではないか。
- ・ 市民自らが行うことがby the people、議会や市長等が市民のために行う市政がfor the people、協力することによりwith the peopleとなる。その3つが重なって「自治」とする。市民だけが主役で、議会と行政が脇役、ということはないと思う。

○事務局

- ・ 中間報告を作成した際は、市民が主役という前提だったと思う。方向転換をすることで良いか。

○高橋委員

- ・ 「まちづくりは」を削除して、主語を「市民が」とすると、課題解決を市民だけが行うように読み取られかねないので、「基本とすること」を残す必要はあるのではないか。
- ・ 「市民が主体的に地域又は社会における課題の解決に取り組むことをまちづくりの基本とする」としてはどうか。

○福島委員長

- ・ 市民が主語となることに反対意見はあるか。ないようなので市民を主語とする方向で修正を進める。

○湯浅委員

- ・ 第1号の読み方について、自治基本条例は、市民からの要求型ではなく多様な立場による協働を前提としている。その点を踏まえれば、まちづくりが先頭にあっても読めるのではないか。

○福島委員長

- ・ 基本的には形式の問題。市民が主語となることが少ないので、並列的にはなるが主語とした方が良いのではないか、ということ。「基本」という概念を残しつつ、市民を主語とした書き方で案を作成し、後ほど意見をいただくこととしたい。
- ・ 続いて第2章第5条から第8条まで、一括して意見をいただきたい。

○事務局

(前回の資料1 条例案骨子の修正(案)第5条から第8条の説明)

○高橋委員

- ・ 第5条で、「安全で安心」を「安心で安全」と修正しているが、事務局で整理したのか。

○事務局

- ・ 「安全で安心」とすると、「安全だから安心」と「安心」の大前提が「安全」となり、「安心」が限定的に捉えられるのではないかと思い、並列的に「安心で安全」で揃えることを、最終報告たたき台作成チームで事務局から提案した。

○高橋委員

- ・ 安全という事実があって初めて人は安心するものではないか。その意味では、「安全で安心」の方が良いのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 「安全で安心」の方が良いと思うが、行政文書では「安心安全」となっているものが多い。

○高橋委員

- ・ 他の行政文書と合わせる必要はないのではないか。

○細川委員

- ・ 「安全で安心」の方が良いと思う。安心であるための1つの要素として安全があるのではないか。ただ、安心が限定されることも考えられる。「安心な環境」でも良いか。

○小野田委員

- ・ 安全と安心の順番については、安全だから安心ということだと私も思う。

○中津原副委員長

- ・ さいたま市では逆になっている。

○富沢委員

- ・ 条例案になる時にひっくり返されることになっても、委員会の意見としては「安全で安心」の方が良いと思う。

○福島委員長

- ・ 安全な環境で暮らすことが前提で、かつ、安心があるということが市民感覚であるようなので、「安全で安心」としたい。

○事務局

- ・ 危機管理でも同様の箇所があるので、そこも訂正する。

○福島委員長

- ・ 最後にひっくり返っても仕方がないが、市民感覚から「安全で安心」とする。

○中津原副委員長

- ・ 第5条第2項で「権利を有します」とあるが、権利は2点しかないのか。

○堀越委員

- ・ 「安全で安心」に、基本的人権は含まれているという前提なのか。

○中津原副委員長

- ・ 自治基本条例で規定するのは自治を進めるための権利だとすれば、この2つの権利ということか。

○福島委員長

- ・ 他に想定される権利としては、どのようなものがあるか。

○中津原副委員長

- ・ 様々な権利があるが、自治基本条例に関わる権利という意味ではこの2点か。

○事務局

- ・ 憲法に掲げられている権利等を自治基本条例で重複して掲げてもきりが無い。
- ・ 第5条第1項にある安全で安心な環境に暮らす権利は自治基本条例とは関係ないのではないか、という意見もある。

○中津原副委員長

- ・ 市民自治を推進するうえで以下の権利を持つ、という限定をした方がよい。

○福島委員長

- ・ 第5条第1項に関してはそのままにしておき、第5条第2項については限定をかけることにより、2つの権利が重要であることを特出しするということか。

○事務局

- ・ 行政サービスを適切に受けること等を掲げている他の自治体の例もある。

○中津原副委員長

- ・ すべての権利を記載する必要はない。

○福島委員長

- ・ 第5条第2項の「市民自治を担う者として尊重される」という部分を加筆し、第1号と第2号が特出しされているような書き方で修正案を作成し直すこととしたい。

○堀越委員

- ・ 第6条第3項にある公共サービスに伴う負担に関する規定は、まちづくりや市民自治と関わる観点から記載していると思うが、まちづくりや市民自治とは全く関係のない負担も含まれるような書き振りになっているので、少し違和感がある。
- ・ 第5条第2項第2号には、公共サービスに関わる政策の立案等の過程に関わる権利が含まれるので、それに対応する規定を第6条で書くとしたら、この書き振りで良いかどうか。
- ・ まちづくりの視点から公共サービスに関わるイメージを持っていた。例えば、公園、公民館、図書館、水等のサービスを利用する訳だが、それを受益者として使うだけでなく、まちの共通の財産として、立案や評価等に関わることを責務として考えていた。ただ、権利と裏腹に同じことを責務で書くことになり違和感もある。

○福島委員長

- ・ 中間報告ではどのような趣旨だったか。

○中津原副委員長

- ・ 公共サービスは行政サービスだけではないという点と、受益者負担ではなく応分の負担とした点の2点については、中間報告の取りまとめの際に意見が出たと記憶している。

○堀越委員

- ・ 負担だけではないのではないか。

○福島委員長

- ・ 中間報告に盛り込んだ内容の方が狭義。堀越委員の意見は、費用だけでは無く、ほかにも負担すべきという意見だと思う。
- ・ 第6条第3項については削除するのか、書き方を変える方向か。

○事務局

- ・ ここは、例えば給食費のような払うべきものは払い、守るべきことは守るということに記載していると思う。

○堀越委員

- ・それが市民自治とどのように関わるのか。それだけの内容であれば、なくても良いのではないかな。

○小野田委員

- ・中間報告では「享受」だったが、解釈は変わってくるのか。

○事務局

- ・市が市民のために行うサービスに対して、市民が負担するということを書いてある。市民自治の中で市政に関わることなので、全く関係ないという訳ではないと思う。

○中津原副委員長

- ・それだけではここで書く必要性はないように感じる。

○福島委員長

- ・中間報告作成時の議論の過程では、要求するだけの無責任な市民を戒めるために記載することになったように覚えている。

○事務局

- ・権利と比較し、責務が長いようにも感じる。

○福島委員長

- ・バランスとしては第6条第3項がなくてもすっきりする。

○堀越委員

- ・次元が異なっており、当たり前なものとの印象を受ける。

○福島委員長

- ・では第6条第3項は削除していく。

○内田委員

- ・さいたま市では税金の滞納が多いようだが、それは市民の責務としてどこに記載するべきか。

○中津原副委員長

- ・それは自治基本条例に規定しなくても、当然の義務だと思う。

○福島委員長

- ・それは、地方自治法でも担保されている。

○内田委員

- ・それは当然の責務として、条例に書く必要はないということか。

○福島委員長

- ・特出しする流れで今までは書かれていたが、特出しする必要はないという流れになっている。これは当たり前のこととして整理することで良いか。

○事務局

- ・第6条第2項第1号には法令等を遵守することとあるので、ここに納税の義務も含まれるかもしれない。今の書きぶりでは「まちづくりの取組に当たっては」とあるが、法令遵守をその前の段階で記載し、大前提との扱いにするのはどうか。

○中津原副委員長

- ・それは自治基本条例に書く必要がないのではないかな。まちづくりの取組にあたっての責務であれば良い。

○福島委員長

- ・ 第6条第3項は削除する。

○中津原副委員長

- ・ 第6条第2項に第2号を入れたことに反対はしないが、並び順に違和感を覚える。感覚的には最後ではないか。
- ・ 第6条第2項の第3号と第4号をまとめられないか。

○堀越委員

- ・ 第6条第2項第3号はどのようなイメージか。社会的責任を自覚することではないか。

○福島委員長

- ・ 権利の濫用を抑止するという意味。責任をもって権利を行使することを規定している。

○堀越委員

- ・ 権利と身勝手は違うということか。社会的責任があることを自覚することで、身勝手、権利の濫用にはならないということではないか。

○中津原副委員長

- ・ 第6条第2項第3号はネガティブで抑制的に取られかねない。

○福島委員長

- ・ 確かに抑制的に感じるが、中間報告では権利の濫用を想定して記載したものである。権利のみを主張したり、要求だけをする市民が念頭にある。責務についてはそのようなことが念頭にある。
- ・ ポジティブに物事を考えていく際に、責務がネガティブに読み取られるかもしれない。

○事務局

- ・ 社会的責任を自覚することで良いか。

○堀越委員

- ・ 個人的にはその方が良い。

○福島委員長

- ・ その方が前向きに感じる。

○高橋委員

- ・ 社会的責任は第6条第2項第2号と重ならないか。

○事務局

- ・ 社会的責任とは何か、という議論になるかもしれない。

○福島委員長

- ・ そのようなニュアンスで修正案を考えてみる。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームで懸案となっていることがあるので意見をいただきたい。この検討委員会や職員との意見交換等で、市政への参加や協働の推進等において、市民が主語になっている部分が少ないという意見が出ている。
- ・ 一方、例えば市政への参加で、「市民は市政に参加するよう努めるものとします」とした場合に、市政への参加が難しい市民や関心がない市民もいる。

- ・ さらに、協働で、「市民と市は協働の推進に努めるものとします」とあるが、協働を行うことのできる市民となると、市政への参加よりさらに対象者が限定される。市民に責務規定を設けることは多くの市民に受け入れられるか。関係ないと感じられてしまうのではないか。

○福島委員長

- ・ その点から、「努めます」ではなく「努めるものとします」としている。
- ・ まちづくりに関心のない市民を巻き込むことを考えた場合、どのように記載すべきかを議論したい。

○中津原副委員長

- ・ 条例は単にですます調にただけか。言い回しに関する議論はなかったか。

○福島委員長

- ・ 市民感覚としては「努めます」の方が分かりやすい、という意見もあった。しかし、その場合は義務を課す感じが出てしまう。

○中津原副委員長

- ・ 全体的に、ですます調に直ただけで、「前項に規定する」のような書き方が残っている点には違和感を覚える。

○事務局

- ・ いずれにせよ、市民に市政への参加等を責務として定めることについて、意見をいただきたい。

○福島委員長

- ・ 意見交換会では、この点に関する意見は出ていないか。

○中津原副委員長

- ・ 参加、協働するような市民だけではないことは議論になっている。

○事務局

- ・ 中間報告では、「市民及び議会、市長等は協働の推進に努めるものとする」としたが、市民活動及び協働の推進条例では、「市及び市民活動団体は協働の推進を図るものとする」としている。中間報告は「市民及び市」と、対象が広がっている。

○中津原副委員長

- ・ 協働は個人ではできない。何らかの団体に所属しなければ事実上不可能である。参加は個人としてできる。自治基本条例では市民活動団体だけではなく、企業も協働できることを念頭に置くべきではないか。

○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームでは、市民を主語とする責務として規定するかが課題となっているので意見をいただきたい。
- ・ 意見交換会でもこの点に関して、意見を聞いていただきたい。

○湯浅委員

- ・ 第5条や第6条は、一般論なのか、それとも、まちづくりの領域として規定するものなのか。まちづくりに関する条文なので、見出しを「市民のまちづくりの権利」や「市民のまちづくりの責務」のように限定した方が良いのではないか。

○堀越委員

- ・ それではまちづくり条例となってしまう。

○湯浅委員

- ・ 権利一般論では何でもあるが、自治に関わる権利として規定するのではないか。検討で残してもらいたい。

○事務局

- ・ 市民の権利と義務という順番になっているが、義務があつての権利という意見も出ている。他市の事例や憲法では権利、義務の順番となっているが、いかがか。

○中津原副委員長

- ・ このままで良いのではないか。順番が前の方が優先されるわけではない。

○小野田委員

- ・ 権利、責務の順番が良い。義務を先にして縛りつけてから、権利を保障するというのではない。

○福島委員長

- ・ 先に責務を出すとネガティブに感じる。

○小野田委員

- ・ 権利と責務は性格的には並列のものだと思うが、記載する際は権利を先にした方が良い。

○福島委員長

- ・ では、権利、責務の順とする。

○事務局

- ・ 第8条は、中間報告の「市民自治の担い手としての人づくり」の2つ目の「・」を大きく削ったが、それで良いか。

○細川委員

- ・ 削られた部分を残した方が良い。自治の担い手として成長が必要なのは次世代だけではない。中間報告では対象が市民限定になっているが、市民、議会、市長等も成長できる環境を整えていく必要がある。
- ・ 削った方が良くとする積極的な理由があれば知りたい。

○富沢委員

- ・ 「市民及び市は、市民自治の担い手を育てるための環境を積極的に整備するよう努めるものとします」でどうか。「市民自治の担い手」で大人と若者を一つにまとめてはどうか。

○福島委員長

- ・ 多くをカバーできるが、その分抽象的になってしまう。どのように感じるか。

○中津原副委員長

- ・ そのうえで、子ども、青少年を特出しするのはどうか。

○福島委員長

- ・ 今のコンセプトは子ども、青少年を特出ししている。

○細川委員

- ・ 市民部会では両方規定したが、特に子ども、青少年を特出しした。
- ・ 今は子ども、青少年だけが残っている。

○福島委員長

- ・ 細川委員の意見では青少年だけではなく、大人と両方を書いた方が良いということか。

○細川委員

- ・ 子ども、青少年を特出しすることでオリジナリティを残したい。

○中津原副委員長

- ・ 所属しているNPOで、まちづくりセミナーを毎年コーディネートしているが、高齢者が多く参加している。こうした企画の裏付けにもなるので、個人的には納得できる。

○高橋委員

- ・ 富沢委員の意見に賛成である。
- ・ 子どもか大人かではなく、支援の必要な人を支援するということではないか。

○福島委員長

- ・ 富沢委員の意見を軸に検討する。
- ・ 先ほど中津原副委員長の発言にもあった高齢者のまちづくり参加は今後重要になってくる。

○中津原副委員長

- ・ 子ども、青少年を特出ししてほしい、というのが細川委員の意見である。

○内田委員

- ・ 他に子ども、青少年を特出ししている自治基本条例はないか。子どもまちづくり条例を制定している例もあるようだ。

○中津原副委員長

- ・ ミニさいたまという事業を行っている。子どもを集め、模擬的社会をつくり、多様な社会意識やまちづくり意識を育てている。

○内田委員

- ・ 新しい公共で、35歳以下の会議体を設けている事例が京都にある。若い世代を入れることは良いと思う。

○渡邊委員

- ・ 若い世代を大切にするために、条例の他の部分で担保できないのであれば残した方が良い。
- ・ 大人の責務が弱いように感じるのであれば、大人の責任を書き込めば良い。

○福島委員長

- ・ 富沢委員の意見を軸とし、特出し部分も残す。

○事務局

- ・ まとまれば1文とし、できなければ2文とする。子どもと青少年を前面に出し、かつ大人も含めていく方向で、最終報告たたき台チームで検討することでよいと思う。

(前回の資料1 条例案骨子の修正(案)第9条、第10条の説明)

○中津原副委員長

- ・ 議会基本条例との整合は問題ないか、よく確認してほしい。異なる部分があればなぜ変更したのかを説明できるようにする必要がある。

○堀越委員

- ・ 中間報告は議会基本条例と整合させたはず。再度確認してほしい。
- ・ 議会基本条例をベースに、市民がより参加できるような形としたはずであり、文章整理は問題ないと感じる。

○福島委員長

- ・ さいたま市は議会基本条例を先に制定している経緯があるので、あまり書けない部分ではある。

○事務局

- ・ 協働については議会基本条例では出てこないが、その他の部分は議会基本条例でも書かれていると思う。

○中津原副委員長

- ・ 議会基本条例は議会が決めたことなので、それと同じことが書かれていれば問題ない。補足されている事項に関しては説明できれば良い。
- ・ 協働の関係は市民活動及び協働の推進条例でも書かれているので、ここで書かれていても問題はないのではないかと。

○福島委員長

- ・ 特に問題はないか。その他に論点はあるか。

○事務局

- ・ 第9条第2項第1号で「市民の多様な意見を聴き、尊重する」としているが、それで良いか。

○福島委員長

- ・ 反映ではなく尊重という書き方である。議会が意見を聴いて、その反映についての判断は議会が行う。

○事務局

- ・ WEBアンケートの結果では、議会・議員に求められるものとして、市民の意志の反映、情報公開の徹底、誠実かつ公正な職務の遂行が大切だと多くの回答者が感じているようだ。

○福島委員長

- ・ 直接的には書かれていないが、尊重することは反映することにもなる。
- ・ 少数意見を反映する事は難しいので、意を汲んで配慮する、という意味もある。

○中津原副委員長

- ・ 第9条第1項で、「市の意思を決定する」とあるが、議会は市の意思を決定するのか。
- ・ 市の意思を決定する権利は市長と議会の両者が持っているのではないかと。

○福島委員長

- ・ この上位に地方自治法があるので、制限列举主義の中での市の意志の決定である。

○事務局

- ・ 重要なものは議決案件となっている。その意味で、議会の議決は意思を決定することになるのではないかと。
- ・ 議会基本条例でも「市の意思を決定する機関」と書かれている。

○福島委員長

- ・ 議会基本条例との整合性を再確認する。

○堀越委員

- ・ 第9条第1項の「議会は、市民福祉の向上及び『市』の健全な発展のため」等にある「市」はこれまでの「議会及び市長その他の執行機関」を指す「市」とは異なる。違う書き方にする必要があるのでないかと。

○中津原副委員長

- ・ ここでの「市」は市民も含めたさいたま市を指している。

○事務局

- ・ もともとは法人格を持つ地方公共団体としての市を指している。
- ・ 地方公共団体としての市は住民を構成員としている。そこに議会や市長という機関を設けている。
- ・ 役割として、実際に仕事をするのが市長や議会、職員である。

○中津原副委員長

- ・ 議会及び市長等を市と置き換えることがおかしくなる。

○事務局

- ・ 前回、最終報告たたき台作成チームで再度整理することになったと思っている。

○中津原副委員長

- ・ はっきり何を示しているのかが分かるようにしてほしい。

○福島委員長

- ・ 第3章まで終わった。次回は第4章から議論を行う。

3 その他

4 閉会

○事務局

- ・ 次回は6月10日（金）市役所第2別館第1会議室で開催する。
- ・ 進行をスムーズにするために本日の配布資料で意見等あれば事務局までメールをお願いしたい。
- ・ 最終報告たたき台作成チームは、6月2日（木）市役所第2別館第1会議室に集まる予定である。

以上